

## 議案第78号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する県立学校教員による生徒への体罰事件に対する損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

八頭郡八頭町 個人

法定代理人（親権者） 八頭郡八頭町 個人

#### 2 和解の要旨

県は、損害賠償金1,036,890円を支払うものとする。

#### 3 事件の概要

##### （1）事件の発生日

平成23年7月4日

##### （2）事件の発生場所

鳥取県立八頭高等学校

##### （3）事件の状況

鳥取県立八頭高等学校所属の教員が、同校の生徒である和解の相手方の被法定代

理人に対し、生活指導を行った際、左顔面を平手で殴打したため、同人が負傷したものである。